

訪問介護採用経費支援事業 Q&A

令和7年6月23日現在

No.	質問	回答
(1) 事業内容について		
1	訪問介護採用経費補助事業費補助金事業について教えてください。	人件費の高騰や令和6年度報酬改定で介護報酬が減額となったことにより、特に厳しい状況におかれる中小規模の訪問介護事業所等に対して、人材確保定着を図ることを目的として、採用の有無にかかわらず、中小規模の訪問介護事業所等における採用活動経費を補助します。
2	交付申請期間はいつですか。	令和7年7月下旬頃から令和7年9月末までを予定しています。詳細は別途ご案内します。 なお、補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。 → 交付申請時点で金額が確定していない場合には、見積書等により補助対象期間内にかかる経費の見込みをご提出ください。 申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。
(2) 対象事業所について		
1	本事業の対象事業所を教えてください。	東京都内に所在する「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の4種別のうち、以下に該当する場合を除きます。 (1) 補助対象事業所の数が10か所以上かつ資本金5千万円を超えている事業者が設置する事業所 (2) 国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）
2	事業者（法人）所在地は東京都ではないのですが、対象になりますか。	事業所が東京都内に所在している場合は、東京都内の事業所分は対象となります。 法人が一括で求人を行っており、所在地が東京都以外の事業所が含まれる場合は、東京都以外の事業所分は除いて申請してください。
3	1事業者（法人）あたりで、申請できる事業所数に限りはありますか。	1事業者（法人）あたり、申請できる事業所数に上限はございません。ただし、本補助金は事業者（法人）単位での申請であり、補助金額上限は1事業者（法人）最大80万円となります。
4	除外要件の一つである【都内で「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所を10事業所以上運営している】の考え方を教えてください。	《考え方》 ・都内で運営（※）する「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の4種別の事業所数を数えます。 ・「他県に所在している事業所」、「出張所（サテライト）事業所」、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は数に含みません。 (※) 東京都内に所在し、なおかつ交付申請日時点において、「指定」を受けているもの。（休止中、廃止を除きます。） 《10事業所以上となる場合》（例） ・都内で訪問介護を10事業所運営している場合 ・都内で訪問介護を5事業所、都内で訪問入浴介護を5事業所運営している場合 《10事業所未満となる場合》（例） ・都内で訪問介護を9事業所、他県で訪問介護を1事業所運営している場合 →他県は対象事業所として数えないため、本事業では「9事業所」と数えます。 →訪問介護事業所と総合事業を一体的（同一拠点（住所地））に運営している事業所が5拠点ある場合、サービス種類上は訪問介護事業所5、総合事業5となりますが、本補助金での対象事業所数としては、訪問介護事業所のみ数えて「5事業所」となります。 →定期巡回型・随時訪問介護看護と夜間対応型訪問介護を同一事業所番号で運営している場合、サービス種類上は2つとなりますが、本補助金における事業所数は1と数えます。
5	いつ時点で指定を受けていれば良いですか。	交付申請日時点において、東京都内で指定を受けている必要があります。（休止中、廃止済みは対象になりません。） なお、実績報告日時点で、事業所や法人が廃止・廃業となる場合は別途ご連絡ください。
6	これから新規開設を予定しており、開設前から求人・採用活動を行っているが、その経費は対象になるか。	対象になりません。開設してからの経費のみ対象となります。

訪問介護採用経費支援事業 Q&A

令和7年6月23日現在

No.	質問	回答
7	複数の事業所を運営している場合（例えば、訪問介護と居宅介護支援事業所、障害系サービスを運営している等）で、対象となるサービス以外の事業所の内容が含まれている場合は、その経費もすべて対象となりますか。	対象になりません。 対象となる事業所以外の内容が含まれる場合、按分を行う等で対象とならない事業所の経費は除いた上で、対象となる事業所に係る経費のみ申請してください。
(3) 対象経費について		
1	具体的にどのような経費が対象になりますか。	①求人媒体への掲載費用、②チラシの印刷経費、③ネット広告料、④就職フェア出展費用、⑤採用事務アウトソーシング費用が対象です。なお、これら全ての経費について、支払対象となるものは領収書等の発行ができるものに限りま す。 それぞれ、以下に具体を示しますが、該当するか判断が難しい場合には、HP記載の事務局問合せ先へご相談ください。 ①求人媒体への掲載費用 求人サイトへの広告掲載費、新聞折込求人広告の掲載費、フリーペーパー求人広告、人材紹介会社の求人掲載費 ②チラシの印刷経費 求人募集チラシの印刷費、会社説明会用パンフレットの印刷費、イベント用ポスターの印刷費、求人カード印刷費、それら印刷と合わせたポスティング・配布手数料 ③ネット広告料 リスティング広告、SNS広告、動画サイト広告掲載料金、アフィリエイト広告、バナー広告 ④就職フェア出展費用 合同企業説明会のブース出展費、就職フェア出展時の備品レンタル料 ⑤採用事務アウトソーシング費用 応募者対応代行、面接日程調整代行、書類選考代行、内定者フォロー業務代行、採用戦略コンサルティング
2	いつ支払った経費が対象ですか。	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（補助対象期間内）に支払いが完了 している経費が対象となります。
3	前年度（令和7年3月31日以前）から掲載していた広告費のうち、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に支払ったものは対象になりますか。	対象になりません。 補助対象期間内に行う求人活動であり、なおかつ支払いも補助対象期間内に完了している必要があります。 必要に応じて按分してください。
4	令和8年4月1日以降に行う求人活動を令和7年度内（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に支払った場合、対象になりますか。	対象になりません。 補助対象期間内に行う求人活動であり、なおかつ支払いも補助対象期間内に完了している必要があります。 必要に応じて按分してください。
5	求人広告を掲載しても採用に結びつかなかった場合でも補助対象となりますか。	対象になります。 本事業は 採用の有無にかかわらず 、採用にかかる経費及び採用事務にかかる経費を補助します。
6	事務員等の介護保険サービスを直接提供しない職員の求人に係る経費は対象になりますか。	対象になりません。介護保険サービスを直接提供する職員のみ対象となります。 事務員等の介護保険サービスを直接提供しない職種が含まれる場合には、按分を行う等で除いて申請してください。
7	募集する介護職員は、初任者研修修了者に限る等、資格要件はありますか。	資格要件はありませんが、訪問介護等、当該介護サービスに直接関わる職員の募集のみ対象です。 例えば、無資格者、初任者研修修了者、実務者研修修了者、介護福祉士等が想定されますが、介護サービスに直接関わる職員であれば、いずれの場合も対象となります。
8	募集する介護職員の雇用形態に要件はありますか。単発・スポット雇用の求人も対象になりますか。	雇用期間や常勤・非常勤の別は問いません。 ただし、単発・スポット雇用での求人は対象になりません。

訪問介護採用経費支援事業 Q&A

令和7年6月23日現在

No.	質問	回答
9	有償ボランティアは対象になりますか。	対象になりません。
10	人材広告の成果報酬は対象となりますか。	ご質問の成果報酬が、「採用活動において、応募や採用等の成果が出た場合に初めて費用が発生する仕組み」、「求人広告の掲載費用は掛からないが、応募があった場合や採用が決まった場合に料金が発生する仕組み」に該当するものであれば対象となります。
11	自社HPの改修費用は対象になりますか？	対象になりません。
12	求人・採用活動に係った人件費は対象になりますか？	当該事業所・事業者（法人）の従業員として勤務する場合には対象になりません。 求人・採用活動をアウトソーシング（外部の専門家へ委託等）を行う場合には、対象経費のうち「採用事務アウトソーシング費用」として該当します。
13	求人掲載にあたり事業名や東京都の補助事業を活用している記載は必要ですか。	必須ではございません。
14	ハローワークへの求人票の掲載は必須ですか。	必須ではございません。
15	割賦契約による支払いは対象になりますか。	対象外です。
16	クレジットカードによる支払いも可能ですか。	クレジットカードの名義及びクレジットカードの決済口座が補助事業者の名義（法人名義）である場合に限り可能です。 なお、クレジットカードや購入店等でポイントが付与された場合、付与されたポイントを金額換算し、補助対象経費から除いたうえで申請してください。 また、経費の一部や全部をポイントやクーポンで支払った場合、ポイントやクーポンで支払った額については、補助対象経費から除いてください。
17	法人が一括購入等した場合も対象となりますか。	補助対象事業所分としてかかった経費のみ補助対象となります。必要に応じて按分し、按分の内訳について参考資料をご提出ください。
18	補助事業者の職員等の個人が立替払いを行ったものは対象になりますか。	対象になりません。

訪問介護採用経費支援事業 Q&A

令和7年6月23日現在

No.	質問	回答
(4) 申請方法について		
1	事業所毎に申請を行っても良いですか。	申請書類は法人毎にご作成ください。
2	消費税を含めて申請する場合と、含めないで申請する場合の違いは何ですか。	<p>【消費税を含めた場合】 翌々年度に消費税仕入控除税額の報告を行う際、補助金の返還が必要になる場合があります。返還が必要な場合は、以下の書類を提出する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 返還額積算資料 - 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し 等 <p>【返還の必要性がない場合】 以下のいずれかの理由に該当する場合、は補助金の返還は不要と想定されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消費税の確定申告義務がない。 ② 簡易課税方式により申告している。 ③ 公益法人等で特定収入割合が5%を超えている。 ④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。 ⑤ 補助対象経費が、人件費等の非課税仕入のみである。 ⑥ 補助対象経費が、「消費税を除いた金額」である（消費税を補助対象経費として申請していない）。 <p>➡消費税を含めないで本補助金の申請を行った場合、上記⑥のケースに該当しますので、返還の必要はありません。ただし、返還の必要性がない場合にも、「返還額がないこと」の理由書の報告は必要です。 消費税仕入控除税額報告については、翌々年度（R9年度）に詳細をご案内いたします。</p>